

ハルネギャラリー展示デザイン業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 件名

ハルネギャラリー展示デザイン業務

(2) 業務概要

本業務は、小田原地下街「ハルネ小田原」（以下、「ハルネ小田原」という。）のコンセプトである地域経済の振興と中心市街地の活性化という視点に基づき、ハルネ小田原から街なかへの回遊性の向上を図るため、小田原や周辺地域の歴史、文化、産業などの地域資源や開催されるイベントや行事など、この地域ならではの魅力を発掘、編集、発信するハルネギャラリーにおいて、観光客はもちろん、市民や周辺地域の方にこれらをより魅力的に見せる展示企画やそのデザイン及び宣伝・広報等を行うことで、ハルネ小田原から街なかへの回遊性向上を図るものである。

また、合わせて、ハルネ小田原への来館者増加、認知度向上、滞在時間の延長の契機となる企画展示やそのデザイン及び宣伝・広報等も行い、集客力向上を図ることを目的とする。

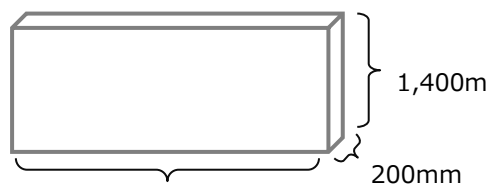
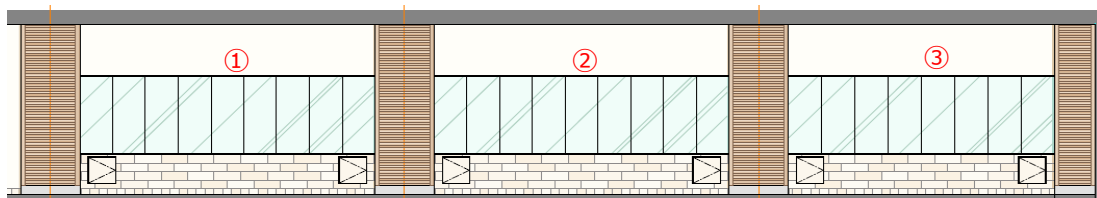
(3) 業務期間

令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで

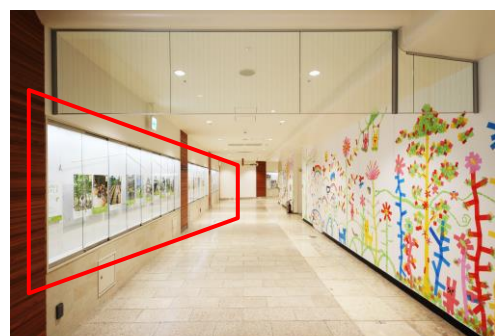
(4) 業務場所

小田原地下街「ハルネ小田原」ハルネギャラリー（小田原市栄町1-1-7）

・ギャラリーの仕様



- ①5,085mm ●ガラススライド
- ②5,000mm ●ピクチャーレール
- ③4,680mm ●トップライト照明





(5) 業務内容

別紙仕様書のとおり

2 委託上限金額（見積限度額）

2, 100, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業は、令和3年3月31日（水）までに小田原市議会の議決による令和3年度当初予算が成立しない場合は中止とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式で実施する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができるものは、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 過去3年間にギャラリー、画廊等において、展示に携わった実績を有すること。
- (2) 神奈川県内に本社又は事業所（支店）を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 小田原市暴力団排除条例第2条第2号、第4号又は第5号に該当するものでないこと。
- (5) 市若しくは他の地方公共団体又は国から指名停止を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 小田原市競争入札参加者名簿に登録されている者であること。もしくは、必要書類（5 参加表明手続き カを参照）を提出することができる者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) プロポーザル審査会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。

5 参加表明手続き

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）：1部

イ 誓約書（様式2）：1部

ウ 法人等の概要が分かる資料（会社案内等）：1部

エ 実績確認書（様式3）：1部

オ 実績を証明するもの（展示案内チラシ・パンフレット等）：1部

カ 小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、次に掲げる書類：各1部

(ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、法人以外の団体にあつては、会則等

(イ) 当該法人等の前事業年度の事業報告書、その他業務内容を明らかにする書類

(ウ) 当該法人等の役員名簿（氏名、生年月日、性別、住所が記載されたもの）

(エ) 納税証明書（国税及び地方税について未納がないことの証明書）

※証明書類は、証明年月日が書類提出日から3箇月以内のもので、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも差し支えない。

(2) 書類の提出方法等

ア 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。なお、郵送で提出する場合は、封筒の表面に「令和3年度ハルネギャラリー展示デザイン業務委託プロポーザル参加申込書 在中」と朱書きし、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出すること。

イ 提出先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

小田原市経済部商業振興課 中心市街地振興係宛（市役所本庁舎4階）

ウ 受付期間

公募開始から令和2年（2020年）12月28日（月）まで（郵送の場合は、同日午後5時必着。持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで。）

(3) 参加資格要件の確認結果

令和3年（2021年）1月14日（木）までにプロポーザル参加資格要件審査結果を通知する。

6 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

7 質問と回答

質問がある場合は、質問書（様式4）に記入のうえ、FAX又は電子メールにて送信すること。なお、送信後には電話でその旨連絡すること。

(1) 受付期間

令和2年（2020年）12月14日（月）午後5時まで

(2) 送信先メールアドレス及び連絡先

FAX 0465-33-1597

E-mail chu-shigaichi@city.odawara.kanagawa.jp

電話 0465-33-1596(直通)

(3) 質問への回答

令和2年（2020年）12月21日（月）までに、準備ができた回答から随時、市ホームページに掲示する。

8 提案書の提出

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次のとおり提案書を受け付ける。

(1) 提出書類

次の書類をA4規格のフラットファイルに綴じたもの：正本1部、副本9部

ア 提案書（様式5）

イ 見積書（様式6）

(2) 提案書作成上の注意事項

ア 仕様書に基づいて作成すること。

イ 業務実施に当たり、仕様書に関わらず、より効果的で合理的な実施方法に関する提案がある場合等は提案書に盛り込むこと。

ウ 提案書は、1者1提案とする。

エ 提出期限までに提案書類のすべてを提出すること。

オ 提案書には事業者名を記入しないこと。

(3) 書類の提出方法等

ア 提出方法

持参にて提出すること。

イ 提出先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

小田原市役所本庁舎 4 階 商業振興課（中心市街地振興係）

ウ 受付期間

令和3年（2021年）1月26日（火）まで（市役所の閉庁日を除く。）

エ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1までの時間は除く。）

9 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

- ア 「ハルネギャラリー展示デザイン業務プロポーザル審査会」によって審査する。
- イ 参加事業者によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。
- ウ 参加事業者が1者の場合も審査する。

(2) 審査日時

日時：令和3年（2021年）2月9日（火）午前10時～正午

※プレゼンテーションの時間は別途通知する

場所：小田原市役所本庁舎6階601会議室

持ち時間：1参加事業者あたり20分（プレゼンテーション15分以内+質疑応答5分程度）

(3) 評価基準及び評価方法

ア 評価項目及び評価基準、配点は次のとおりとし、各評価項目の比重により設定した係数を乗じて得点とする。

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | 比重 |
|------|-------------|---|----|----|
| 実施体制 | 業務に関する知識・実績 | 類似業務の実績、展示について高い知識があるか | 5 | 1 |
| | 計画性 | 編集、校正に要する日程は合理的か | 5 | 3 |
| | 業務体制 | 業務を適切に行えるための担当者の配置、人員が確保できているか | 5 | 1 |
| 制作力 | 理解力 | ハルネ小田原のコンセプト及びハルネギャラリーの目的を理解した内容になっているか | 5 | 3 |
| | 企画力 | 街なかの回遊性、ハルネ小田原への集客力、ハルネギャラリーの認知度を高める有効な提案があるか | 5 | 3 |
| | 想像力 | ハルネギャラリーに来た人が楽しめる工夫があるか | 5 | 1 |
| | デザイン力 | 魅力的な展示デザインやレイアウトができるか | 5 | 3 |
| | 独創性 | 新しい視点や発想があるか | 5 | 2 |
| | 対応力 | 主催者が提示する内容に沿ったアイデアの創出や柔軟な対応ができるか | 5 | 2 |
| その他 | 提案金額 | 提案金額が合理的か | 5 | 1 |

イ 評価項目は、本業務において特に求めている事項であることから、それらに言

及しつつプレゼンテーションを行うこと。

ウ 全審査員の合計得点が満点の50%に満たない場合は、失格とする。

エ 最上位者が複数いた場合は、審査会が協議して優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(4) 審査結果の通知

プレゼンテーションの結果は、令和3年(2021年)2月17日(水)までに、優先交渉権者名と次点交渉権者名のみを参加事業者に対して通知する。

10 受託事業者の決定及び契約

- (1) 優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し業務委託契約を締結するものとする。
- (2) 協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

11 スケジュール(予定)

| 件名 | 日程 |
|-------------|--------------|
| 公募開始 | 令和2年12月1日(火) |
| 質問の受付締め切り | 12月14日(月) |
| 質問に対する回答の公表 | 12月21日(月) |
| 参加申込書等の提出期限 | 12月28日(月) |
| 参加資格審査の結果通知 | 令和3年1月14日(木) |
| 企画提案書の提出期限 | 1月26日(火) |
| 参加者への審査日程通知 | 2月2日(火) |
| プレゼンテーション審査 | 2月9日(火) |
| 審査結果通知 | 2月17日(水) |
| 契約の締結 | 4月1日(木) |

12 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その参加事業者の提案は無効とする。

- (1) 本プロポーザルに参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一参加事業者が複数の申込をしたとき。
- (3) 提出書類やプレゼンテーションの内容に虚偽の記載又は発言をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書類一式すべてを提出しないとき。
- (5) 市が指定する日時にプレゼンテーション審査に出席しないとき。
- (6) その他、本事業の参加者としてふさわしくない事実がみとめられたとき。

13 留意事項

- (1) 提案は、一事業者につき1点のみとする。
- (2) 提案書に関する事項について審査会実施前にヒヤリングを行うことがある。

- (3) 提案に際して要した費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (4) 提出された書類は採否の如何に関わらず返却しない。
- (5) 受託事業者選定に関する評価内容及び経過等については公表しない。
- (6) 参加者は、優先交渉事業者決定後において、この要領等の内容について不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (7) 本プロポーザルにより選定された事業者との契約については、小田原市議会の議決による令和3年度当初予算が成立しない場合又は当該委託に係る予算が減額された場合は、締結しない。
- (8) 契約後に発生した必要経費については受託事業者負担とする。